

令和6年度庄内地域転入促進事業（大学生等対象イベント企画）
実施業務に係る企画提案公募要領

1 目的

この要領は、「令和6年度庄内地域転入促進事業（大学生等対象イベント企画）実施業務」について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方となるべき者を選定するに当たり、企画提案を募り、応募した事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の内容及び仕様等

(1) 業務の名称

令和6年度庄内地域転入促進事業（大学生等対象イベント企画）実施業務

(2) 業務の目的

庄内地域からの進学者が多い新潟県において、大学生等を対象に、先輩U・Iターン者との交流やインターンシップ情報の提供等を内容としたイベントを開催し、庄内地域で働き、暮らすイメージを抱いてもらうとともに、郷土愛の醸成を図ることで、将来のU・Iターンにつなげ若者の定着・回帰を図る。

(3) 業務の内容

「令和6年度庄内地域転入促進事業（大学生等対象イベント企画）実施業務基本仕様書（企画提案用）」（別添）（以下「仕様書」という。）による。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和6年12月20日まで

(5) 事業費の上限額

683,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 応募に関する事項

(1) 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- ② 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。
- ④ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。

- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続を行っていないこと。
- ⑥ 山形県庄内管内に事業所（本店、支店又は営業所）を有する者であること。
- ⑦ 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - ア 役員等（個人である場合にはそのものを、法人である場合には役員又は支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
 - カ 個人である場合は、指定暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条に規定する指定暴力団員をいう。）と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であること。

（2）失格事由

企画提案者が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは、失格とする。

- ① この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき
- ② 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど、この要領で示した要件に適合しないとき
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- ⑤ 提案の内容が事業費の上限額を上回るとき
- ⑥ その他、山形県庄内総合支庁が設置する「令和6年度庄内地域転入促進事業（大学生等対象イベント企画）実施業務委託に関する企画審査会」（以下「企画審査会」という。）において不適切と認められたとき

4 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類

①参加申込書（様式1） ②誓約書（様式2） ③事業者概要書（様式3）	各1部
④企画提案書（様式4） ⑤概算経費見積書（様式5）	各7部

(2) 提出期限

令和6年7月12日（金）午後5時（必着）

(3) 提出方法

「10 提出・問合せ先」まで、郵送又は持参により提出すること。

持参の場合は、事前の電話連絡の上、国民の祝日の関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日、土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）に、持参すること。郵送の場合は、提出期限までに提出先に到着したものに限り受け付ける。

5 質問及び回答

(1) 質問方法

本公募に関する質問は、質問書（様式6）により、原則として電子メールで行うものとし、件名を「庄内地域転入促進事業（大学生等対象イベント企画）実施業務委託への問合せ」として、「10 提出・問合せ先」へ提出すること。電話や口頭、受付期間以外での質問は一切受け付けない。

(2) 質問受付期限

令和6年7月5日（金）午後5時（必着）

(3) 質問への回答

質問に対する回答は、その都度、県ホームページに掲載する。ただし、回答は、質問者の名を伏せた上で掲載するので、質問者は必ず全ての質問と回答を確認すること。なお、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は当該質問者にのみ回答し、企画提案書等の作成及び提出のために必要なものでないと判断した場合は回答しないものとする。

6 審査及び結果の通知

(1) 企画審査会において、「企画提案審査基準」（別表）に基づき書類審査を行い、各審査員の評価点の合計点数が最も高い者を、最優秀提案者（委託契約候補者）として選定する。

また、必要に応じ、次点者を選定する。

ただし、最高点の者又は次点者が複数いる場合は、審査員の合議により決するものとする。

- (2) 審査にあたり、提案者に質問及び追加の資料提出を求める場合がある。
- (3) 審査員の合議により契約の目的を十分に達成できないものであると判断したときは、最優秀提案者を選定しないことができる。
- (4) 審査結果は、全ての提案者に対し、書面により通知する。
- (5) 提案者が1者のみである場合でも、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。
- (6) 提案者がいない場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務内容等について再検討の上、改めて募集を行うこととする。

7 契約締結

- (1) 最優秀提案者を随意契約の相手方とすることについて、「総務企画部所管業務指名業者等選定審査会」の審査を経た上で、最優秀提案者の提案に基づき契約に係る仕様書を確定し、最優秀提案者から見積書を徴して予定価格の制限の範囲内で契約を締結するものとする。
- (2) 採択された提案等については、採択後に県と詳細を協議する。この際、内容、金額等について変更が生じる場合がある。
- (3) 最優秀提案者が契約しなかった場合、又は失格となった場合は、次点者と契約手続を行う場合がある。
- (4) 契約にあたっては、契約書を取り交わすものとする。
- (5) 委託業務の内容は、締結される契約書によるものとする。
- (6) 委託業務に係る契約手続は、山形県庄内総合支庁総務企画部総務課連携支援室において行う。

8 スケジュール

- (1) 質問受付期限 令和6年7月5日（金）午後5時（必着）
- (2) 書類提出期限 令和6年7月12日（金）午後5時（必着）
- (3) 企画審査会の開催 令和6年7月中旬（予定）
- (4) 審査結果の通知 令和6年7月中旬（予定）
- (5) 契約締結 令和6年7月下旬（予定）

9 その他

- (1) 提案できる件数は1事業者につき、1件とする。
- (2) 提出された申請書類等は返却しない。
- (3) 提案書の作成及び提出等に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (4) 提案書等の応募書類は、審査に必要な範囲で全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (5) 提案書等の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「10

- 提出・問合せ先」に報告すること。
- (6) 提案書等の応募書類は、山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号）の規定による請求に基づき、第三者に開示する場合がある。
 - (7) この公募及び契約については、県の都合により変更・中止する場合がある。
 - (8) 採用した提案書の著作権は県に帰属する。
 - (9) 不採用となった提案書の著作権は提案者に帰属する。
 - (10) 山形県競争入札参加資格者名簿に登載のない事業者については、応募資格要件を満たすことを確認するための資料の提出を求める場合がある。

10 提出・問合わせ先

山形県庄内総合支庁総務企画部総務課連携支援室

〒997-1392 山形県東田川郡三川町大字横山字袖東19-1

電話番号：0235-66-5446（直通） FAX番号：0235-66-2835

E-mail：yshonairenkei#pref.yamagata.jp

「#」の部分を「@」に変えて送信してください。

以上